

(趣旨)

第1条 この内規は、富山大学附属病院規則第9条の2第10項の規定に基づき、富山大学附属病院臨床倫理室（以下「臨床倫理室」という。）の組織及び業務について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 臨床倫理室においては、診療科、中央診療施設、特殊診療施設、総合がんセンター、病棟等（以下「診療科等」という。）からの患者の診療における倫理的問題の相談に対する助言を行う。

(組織)

第3条 臨床倫理室は、次に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。ただし、助言等を行う対象となる診療科等に所属する者は、当該業務には加わらないものとする。

- (1) 室長
- (2) 医療安全管理部長又は副部長
- (3) 診療科、中央診療施設等の業務に従事する医師 若干人
- (4) 看護師 若干人
- (5) 薬剤師 1人
- (6) ソーシャルワーカーの業務に従事する職員 1人
- (7) その他室長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号までの室員は、富山大学附属病院臨床倫理委員会委員長が推薦し、病院長が委嘱する。

(室長)

第4条 室長は、病院長が指名する附属病院に配置される教授、准教授、講師又は助教をもって充て、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 室長は、室の業務を掌理する。

3 室長は、室員を必要に応じて招集し、協議する。

(任期)

第5条 第3条第3号から第6号までの室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 臨床倫理室は、当該診療科等への助言等の内容について、富山大学附属病院臨床倫理委員会委員長に報告する。

(守秘義務)

第7条 室員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、臨床倫理室に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月17日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に選出される室員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。